平成２２年（フ）第７７４号
静岡市清水区三保556番地の19
債務者　甲斐谷美樹
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１２号
静岡市葵区松富１丁目１番７―506号、旧住所静岡市葵区西草深町３番22号　スンプハイツ605号
債務者　千葉真有美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２３号
静岡市駿河区丸子新田525番地の４　ル・ポールⅡ201号
債務者　胸組　　良
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３６号
青森市大字矢田前字本泉５番地15
債務者　木立　はな
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０３号
東京都町田市本町田2424番地１公社住宅ホ７―513
債務者　宮崎　晃代
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５９０号
東京都東村山市本町４丁目７番地本町アパート12―710
債務者　武藤　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７６号
愛知県豊川市国府町実正30番地の25
債務者　芳賀由美子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２９９号
愛知県蒲郡市形原町春日浦５番地２　県営春日浦住宅２棟501号
債務者　竹下　顕太（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０９号
愛知県豊橋市旭町字餌指３番地１　201
債務者　石田　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１５号
愛知県豊橋市天伯町字梅ヶ丘41番地の２
債務者　梶藤　哲生
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３４１号
長崎県佐世保市新田町492番地１
債務者　玉山和子こと　琴　　英分
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１５９１号
東京都あきる野市小川東１丁目16番地14
債務者　伊藤　景子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４３７号
東京都狛江市東野川３丁目13番２号メゾン・ド・サフィニア101
債務者　大川　貴宏
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７０号
静岡県袋井市堀越５丁目12番地の10　オリエントコーポⅡ202号室、前住所静岡県袋井市延久423番地の３
債務者　渡辺　宏幸
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
静岡県浜松市中区砂山町348番地の６
債務者　加藤　仁美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係